

よくある質問（後継者新事業展開支援モデル事業補助金）

Q 「事業承継から3年以内の後継者」との記載がありますが、具体的にどの時点から3年以内なのでしょうか。

A 事業承継とは、「人（経営権）」、「資産（株式・資産）」、「知的資産」という3つの要素の承継が行われることです。

このため、これら全ての要素を承継した日を起算日として、事業承継から3年以内かを判断します。

それぞれの要素がいつ承継されたかは、以下の資料を基に確認します。

【経営権】 開廃業届、法人登記の代表就任日

【株式・資産】 譲渡契約書の締結日、株主名簿の変更日

【知的資産】 上記の資料や申請書の内容その他参考となる資料を踏まえて判断

Q 後継候補者が複数人いる場合でも申請は可能ですか。

A 複数の後継候補者が存在する場合でも申請は可能です。

ただし、後継候補者が複数存在する場合でも、本補助金を複数回申請することはできません。

Q 事業承継計画に詳細な新事業の内容を記載していないのですが、補助金の申請は可能ですか。

A 事業承継計画は、中長期の経営計画に、事業承継の時期や課題項目、具体的な対策を盛り込んだもので、中小機構のHPに様式が掲載されています。

上述のとおり、事業承継計画は事業承継に主眼をおいた中長期の経営計画で、新事業の事業計画書ではありませんので、事業承継計画に基づく新事業の場合は、申請様式のうち、以下の書類も作成してください。

- ・（別紙）事業承継計画に基づく新事業について
- ・（別紙）収支計画

※経営革新計画に基づく新事業の場合は、上記の資料は不要です。